

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第4条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「事業者ガイドライン」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「行政機関等ガイドライン」という。）が定められているところです。

今般、個人情報保護委員会は、事業者ガイドライン及び行政機関等ガイドラインの一部を改正しました（令和元年個人情報保護委員会告示第3号及び第4号）。本改正は、個人番号利用事務を受託していた事業者が、最初の委託者である行政機関又は地方公共団体の許諾を得ずに同事務を再委託した事案が判明したこと等を踏まえ、最初の委託者の許諾を得ていない再委託に関連して、番号法違反と判断され得る事例を改めて明確化するために行ったものです。

貴都道府県・指定都市におかれましては、特定個人情報の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いするとともに、貴都道府県・指定都市に関連する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体（以下「関係団体等」という。）に対して、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対しても、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。その際、当該市町村に関連する関係団体等に対して周知することも依頼いただくようお願いいたします。

なお、事業者ガイドラインにつきましても、管内の経済団体、事業者等に対し、周知いただくようお願いいたします。その際、貴団体の商工・経済担当部局にも共有いただき、管内の経済団体等と十分に連携いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- ・新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- ・（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

- 新旧対照表（事業者編）
- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの更新